

消費者

中古車購入には「注意を！」 トラブルにあわないためには

Aさんは中古車を40万円で購入しました。整備して納車すると言われ、1カ月後に納車されましたが、たびたび故障を起こし、現在も修理中です。購入した中古車を解約したいAさんは消費者センターへ相談しました。



中古車が頻繁に故障するからといって、一方的に解約することはできません。ただし、購入時には簡単に見つけることができない品質上の欠陥が判明した場合、販売店は瑕疵担保責任を負うことになります。まずは、故障の原因の特定が必要です。消費者センターではその判断ができませんので、自動車の相談窓口を案内しました。

中古車は価格も品質も一台ごとに異なり、消費者にとって車両の品質・機能の良し悪しを判断することが難しく、購入後のトラブルに結びつきやすいと言えます。

全国的にも「品質上の不具合」や「走行メーターの巻き戻し」「修復歴の

表示」「キャンセルでの違約金」などに関する相談が多く寄せられています。

中古車を購入する際にトラブルにあわないためには、次のことに気を付けましょう。

◆十分な下調べ

販売業者の信頼性や車両状態の確認、保証制度の有無などをチェックする。

◆重要なことは書面で

疑問に思うことは、何でも販売担当者に質問する。肝心なことは必ず書面化してもらい、後で「言った、言わない」の水掛け論にならないようにする。

◆契約は慎重に

契約を急がされるような場合には、「一晩考えたい」「家族と相談して決めたい」と伝え、注文書を持ち帰り慎重に判断する。

* * *

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをメールマガジンで配信しています。ぜひ、「登録ください」。



登録はこちら

■問い合わせ

消費者センター（☎0296・1234）